

トラック運送事業における社会保険等の未加入対策の強化について(案)

1. 背景

トラック運送事業者の社会保険等への適正な加入は、当該事業の公平な競争条件を確保するため、必要不可欠であることから、貨物自動車運送適正化事業実施機関による適正加入についての指導や未加入事業者に対しては、国の巡回監査の対象としているところです。

しかしながら、昨今のトラック運送事業においては、規制緩和に伴う競争の激化、荷主ニーズの高度化等を背景とする多層化の進行や軽油価格の高騰、安全・環境対策の強化に伴い、厳しい競争の中で、競争上の優位性を確保するため、本来守らなければならない法律上の義務や規制を免れて、不適正に運送原価を引き下げるケースが顕在化しています。

このため、国土交通省としては、トラック運送事業の健全な競争環境の整備を図るべく、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第6条に基づく事業の許可に際し、社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては、同法第33条に基づき、行政処分等を導入することとします。

2. 改正の概要

- (1) 社会保険等加入をトラック運送事業の許可等の処理方針(法令遵守及び許可に付す条件)に追加し、未加入事業者のうち、新規許可事業者に対しては許可条件違反として、既存事業者に対してはトラック運送事業の健全な発達を阻害する競争に対する違反として行政処分等を導入することとします。
- (2) その他所要の改正を行うこととします。

3. 今後のスケジュール(予定)

施行 : 7月1日(3月末通達発出後、3ヶ月経過後施行)